

【表紙】

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                          |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項               |
| 【提出先】          | 関東財務局長                           |
| 【提出日】          | 平成25年6月27日                       |
| 【会社名】          | 日本製罐株式会社                         |
| 【英訳名】          | NIHON SEIKAN K.K.                |
| 【代表者の役職氏名】     | 取締役社長 城座 隆夫                      |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。                      |
| 【本店の所在の場所】     | 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目275番地            |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

- (1) 取締役社長である城座隆夫は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しております。
- (2) 当社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「同実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。
- (3) 財務報告に係る内部統制は、統制担当者の判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀等、内部統制固有の限界により、財務報告の虚偽記載を防止又は発見できない可能性があります。また、当初予定していなかった企業内外の環境変化や非定形的な取引等に対応できないため、それを起因とする財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

- (1) 財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日としております。
- (2) 財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。
- (3) 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要  
評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析し、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼすリスクとそれに対するコントロールを明らかにして、当該コントロールが業務処理過程で有効に機能しているかを随時トレースしました。
- (4) 財務報告に係る内部統制の評価の範囲  
全社統制及び業務別統制の決算・財務報告プロセスについては100%を、それ以外の業務プロセスについては、財務報告全体に対する金額的及び質的影響の重要性を勘案し、重要な勘定科目である「売上高」、「売掛金」、「棚卸資産」、及び「仕入」の業務プロセスを評価の対象範囲としました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成25年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。